○農林水産省令第二十二号

野菜生産出荷安定法（昭和四十一年法律第百三号）第四条第二項第一号及び第十七条の規定に基づき、野菜生産出荷安定法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年三月三十一日

農林水産大臣　林　芳正

野菜生産出荷安定法施行規則の一部を改正する省令

野菜生産出荷安定法施行規則（昭和四十一年農林省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項の表キャベツ、さといも、だいこん、たまねぎ、にんじん、ねぎ、はくさい、ばれいしょ、ほうれんそう及びレタスの項中「二十五ヘクタール」を「二十ヘクタール」に改め、同表きゅうり、トマト、なす及びピーマンの項中「十五ヘクタール」を「十二ヘクタール」に、「十ヘクタール」を「八ヘクタール」に改め、同条第二項中「二十五ヘクタール」を「二十ヘクタール」に、「二十ヘクタール」を「十六ヘクタール」に、「十五ヘクタール」を「十二ヘクタール」に、「十二ヘクタール」を「十ヘクタール」に、「十ヘクタール」を「八ヘクタール」に、「八ヘクタール」を「六ヘクタール」に改める。

第十条中「第八条第一項」を「第八条第六項」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○防衛省令第五号

自衛隊法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第百号）の一部の施行に伴い、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第三十三条、防衛省設置法（昭和二十九年法律第百六十四号）第十六条第六項及び研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律施行令（平成二十年政令第三百十四号）第二条第二項第三号の規定に基づき、自衛隊法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係省令の整備に関する省令を次のように定める。

平成二十六年三月三十一日

防衛大臣　小野寺五典

自衛隊法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係省令の整備に関する省令

（自衛隊法施行規則の一部改正）

第一条　自衛隊法施行規則（昭和二十九年総理府令第四十号）の一部を次のように改正する。

第十七条中「防衛大学校の学生及び防衛医科大学校の」を削り、「学生（」の下に「法第三十三条に規定する学生をいう。」を加え、「「学生」という」を「同じ」に改める。

（防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、技術研究本部、装備施設本部及び防衛監察本部組織規則の一部改正）

第二条　防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、技術研究本部、装備施設本部及び防衛監察本部組織規則（昭和二十九年総理府令第三十九号）の一部を次のように改正する。

第十六条の十二第六号中「医学科学生」という。）」の下に「、看護学科の学生（以下この章において「看護学科学生」という。）」を加え、同条第八号中「医学科学生」の下に「、看護学科学生」を加える。

第十六条の十三第一号から第三号までの規定並びに第十六条の十五第一号及び第二号中「医学科学生」の下に「、看護学科学生」を加える。

第十六条の二十一第三号中「医学科学生」の下に「、看護学科学生」を加え、同条中第十一号を第十二号とし、第七号から第十号までを一号ずつ繰り下げ、第六号の次に次の一号を加える。

七　法第十六条第一項第三号の教育訓練を受ける看護学科学生の募集に関すること。

第十六条の二十三第一号、第二号及び第六号中「医学科学生」の下に「及び看護学科学生」を加える。

第十六条の二十八第四項中「医学科学生」の下に「及び法第十六条第一項第二号の教育訓練を受けている看護学科学生」を加える。

第十六条の二十九第二項、第三項及び第五項中「医学科学生」の下に「、看護学科学生」を加える。

（防衛医科大学校の編制等に関する省令の一部改正）

第三条　防衛医科大学校の編制等に関する省令（昭和四十八年総理府令第六十五号）の一部を次のように改正する。

第二条の二第一項中「医学科」の下に「、看護学科」を加え、同条第二項中「第十六条第一項」を「第十六条第一項第一号」に改め、同条第三項中「教育訓練（」の下に「看護学に関する高度の理論及び応用についての知識並びにこれらに関する研究の能力を修得させるための教育訓練並びに」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　看護学科においては、法第十六条第一項第二号及び第三号の教育訓練を行う。

第二条の四を第二条の五とし、第二条の三を第二条の四とし、第二条の二の次に次の一条を加える。

（看護学科長）

第二条の三　看護学科に、看護学科長を置く。

2　看護学科長は、教官をもつて充てる。

3　看護学科長は、医学教育部長の命を受け、看護学科の事務を掌理する。

第三条第一項中「講座制を」の下に「、看護学科に講座制を」を加える。

第四条第一項中「定員は、」を「定員は」に改め、「四百八十人とし」の下に「、看護学科の学生の定員は四百八十人とし」を加え、同条第二項中「学生数は、」を「学生数は」に改め、「基準とし」の下に「、看護学科の学生数は一学年につき百二十人を基準とし」を加え、同条に次の一項を加える。

3　看護学科の一学年の学生数のうち、法第十六条第一項第二号の教育訓練を受ける看護学科の学生（第十条において「自衛官候補看護学生」という。）は七十五人を基準とし、法第十六条第一項第三号の教育訓練を受ける看護学科の学生（第十条において「技官候補看護学生」という。）は四十五人を基準とする。

第五条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　看護学科に、看護学課程及び訓練課程を設ける。

第六条を削る。

第七条中「訓練課程」を「医学科の訓練課程（以下「医学科訓練課程」という。）又は看護学科の訓練課程（以下「看護学科訓練課程」という。）」に改め、同条を第六条とする。

第八条第一項中「専門課程」の下に「、看護学課程」を加え、同条第二項中「及び専門課程」を「、専門課程及び看護学課程」に改め、同条を第七条とする。

第九条中「訓練科目」を「医学科訓練課程及び看護学科訓練課程の訓練科目」に改め、同条を第八条とする。

第十条第一項及び第四項中「訓練課程」を「医学科訓練課程」に改め、同条を第九条とし、同条の次に次の一条を加える。

（看護学科の卒業の要件）

第十条　看護学科の卒業の要件は、看護学科に四年以上在学し、自衛官候補看護学生にあつては看護学課程及び看護学科訓練課程を修了することとし、技官候補看護学生にあつては看護学課程を修了することとする。

2　看護学課程においては、自衛官候補看護学生にあつては百三十五単位以上を修得することとし、技官候補看護学生にあつては百三十一単位以上を修得することとする。

3　看護学科訓練課程においては、五百一時間の訓練を受けることとする。

第十一条の見出し中「器具等」を「器具及び標本」に改め、同条中「医学科」の下に「、看護学科」を加える。

第十二条中「医学科」の下に「、看護学科」を加える。